

盛岡精神病院従業員組合にかけられた 不当労働行為・不当解雇事件に勝利しよ う！ (病院・正門付近の写真)



競売が済んだ現在でも、退職金・解雇予告手当等は、相続人からは、支払われていません。

なぜ、相続人は、患者さんが入院治療をしている病院を、誰が落ちつかないかわからないリスクをかかえ行なうことになる、競売を選択したのでしょうか。

相続人が、遺産を相続し、小泉幸子院長に譲り渡せば済むことなのに、なぜ「限定承認」という手続きをしたのでしょうか。それぞれ疑問となるところです。いずれにしても労働委員会のあつせんを無視し、また岩手県労働委員会の命令をも拒否する、前代未聞の病院側経営者に対し、これら多くの労働者の名において、ただちに話し合いに応ぜよと、意気どうりを持っていくわすにはいられません。

見を述べました。

そして、次回からは争点に関する立証尋問を求め、裁判長はこれを了とし次回の日程は、三月九日午前十一時に決まりました。



「無年金障害者なくす岩手の会」の署名に協力を

県民の暮らしと権利、平和と民主主義を守るため「無年金障害者なくす岩手の会」(代表世話人・中村優子さん)は、このほど盛岡地裁の判決を尊重し、公正な判決を求める要請署名をとりくむことを決定しました。日本国民救援会県本部をはじめ、各団体にも要請行動を行い、二月二十六日の仙台高裁上告審に向けて、

署名最終集約
二〇〇七年二月十五日
書名送付先
〒〇二〇一〇八六六
盛岡市本宮四一九一
電話・ファックス
〇一九一六三五〇一七五
無年金障害者をなくす岩手の会



盛岡駅前広場 撮影 小杉



祝・高校サッカー
盛岡商が日本一

二〇〇五年五月二八日前院長が死去。その数日後、相続人らに断りも入れずに、現小泉幸子病院長が、五月二九日に遡って開設届けを提出しました。

県は、これまでどおりの診療が行なわれることを条件に許可しました。

ところが、現病院長は病院経営を引き継いだわけですから、全てのを引き継ぐ義務があります。六月三〇日までには死亡した前院長の相続人が経営をしていたと主張し、相続人名義で職員に解雇通知を行い、その上で職員の一部を不採用として不当にも解雇を行ないました。

また、退職金は引き継がなくていい、相続人に支払い義務があると主張していますが、病院

第8回口頭弁論開かれる

一月一九日午前十一時から、盛岡地裁三階の三〇七号法廷で、第八回口頭弁論が開かれました。

原告の和野進委員長を先頭に原告・組合員、各支援団体などが見守る中で、小笠原・佐々木・菅原各代理人が居並ぶ中で、小笠原弁護士が代表し、口頭弁論への対応についての意

日本国民救援会のパンフを 活用しましょう

「八〇問八〇答」は官憲の弾圧に対してどのように対処すれば良いのか。憲法改悪や教育基本法改悪、郵政民営化や教育・福祉切捨ての政策に反対するなど、そうした活動に警戒する、政府や財界の反動勢力は、いつでも不当弾圧を狙っています。

そうした動きに対しては、しっかりと対応が求められます。そうした場合どのように対処すればよいのか。そうしたことにわかりやすく教えてくれるのが、このパンフレットです。

一六八ページ
頒価 三〇〇円



「共謀罪」は、再三に国会にかけられ、廃案や継続を繰り返してききました。話し合っただけで、労働者、市民も対象とされ、犯罪者に仕立てあげられてしまいます。



二〇二ページ
頒価 一〇〇円

「のびのびと選挙をすすめる」このパンフレットは、二大選挙の際に、おおいに役立ちます。



二五二ページ 頒価 一〇〇円



「憲法を読もう」
四二二ページ 頒価 一〇〇円